

国 保 だ よ り



静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokuho.com/>

公 告 「令和8年度事業計画及び歳入歳出予算」承認される

令和7年度 第2回組合会は、令和8年3月7日に開催され、提出議案の組合規約の一部改正、令和8年度事業計画、歳入歳出事業予算、役員任期満了に伴う役員選任などの関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

静岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正

(組合員の範囲)

第6条 一 第1種組合員

薬局等に従事する管理者又は開設者並びにその他薬剤師の資格を有する専門職として薬業に従事する薬剤師

附 則

(施行期日) この規約第6条の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置) この規約による改正後の第6条一号公益社団法人静岡県薬剤師会会員の薬剤師を削除する規定は、令和8年4月1日から適用し、同日前の組合員の範囲については、なお従前の例による。

○理由 公益社団法人静岡県薬剤師会会員の条件を削除し、第1種組合員の加入条件を緩和する。

事業主組合員の新規加入は、制度的な制約により新規開局者の加入が厳しい状況に加え、県薬剤師会の会員ではないために当組合へ加入できないケースも増えています。

そのため、条件を緩和し、事業主組合員の加入促進を図ります。

(保険料の賦課額)

第14条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、月割りにして毎月組合に納付しなければならない。

四 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者につき算定したイからロに掲げる額を合算した子ども・子育て支援納付金賦課額

イ 組合員 (別表1の保険料等級表による)	1～3等級	5,400円
	4～7等級	6,600円
	8～11等級	9,000円
ロ 組合員の世帯に属する被保険者	被保険者1人につき	3,600円

附 則

(施行期日) この規約第14条の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置) この規約による改正後の第14条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

事業計画

○被保険者数について

組合運営の基盤となる被保険者数は、制度的な制約により新規開局者の加入が厳しい状況に加え、薬局経営者の高齢化、後継者難などによる廃業やM&A、さらには、医療保険制度の違いによる協会けんぽへの移行等、年々減少傾向にあります。

過去3年間の動向をみると、令和4年度末1,626人、5年度末1,509人、6年度1,385人になり、毎年100人以上の減少が続き、直近の7年12月末では1,356人になり、今後も厳しい状況が続くと予想され、令和8年度の平均被保険者数を1,280人に見込みました。

○保険者機能を強化

7年度から社会福祉法人聖隷福祉事業団グループ及びRIZAP株式会社を通して、特定保健指導対象者への支援（初回当日・後日面接）を開始し、6年度の実施者が0人だったことに対し、7年度は3人が指導を受けられ、成果につながっています。

また、30歳以上を対象とした郵送がん検査では、7年度より肺がん検査を追加し129人の申し込みがありました。子宮頸がん検査については、20代で急増しているため、8年度から対象年齢を20歳に引き下げ、早期発見・早期治療することで、がんの予防にもつながりますので、積極的に進めてまいります。



○医療費適正化事業

柔道整復師による施術の申請書について、多部位負傷（3部位以上）、長期継続（3か月以上）、などの対象者へ医療費適正化事業として、国保連合会へ委託し、疑義対象者へ調査票を送付しています。現状では、簡単な問い合わせしかできず、療養費の削減には至っていないため、委託先を保険療養費審査等受託機構へ変更し、より専門的な視点から柔道整復師および疑義対象者の両者に照会をかけることで、保険診療請求の抑制を図ります。

事業内容



1. 被保険者数 組合運営の基盤となる各人数 (単位:人)

加入者区分	令和8年度見込	令和7年12月末現在
第1種組合員(事業主)	143	159
第2種組合員(薬剤師)	326	353
第3種組合員(非薬剤師)	400	413
家族	411	431
被保険者人数計	1,280	1,356
後期高齢者組合員	24	25
2pe-介護保険第2号被保険者(再掲)	610	652
特定被保険者(再掲)	1,024	1,075

2. 国民健康保険料

(1) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額・・・「医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の内訳」

イ 保険料等級・・・別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額・・・別表2「保険料算定表」※ホームページ参照

医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の内訳

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額 (被保険者1人につき)	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額 (一組合員につき)	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	600,000円	180,000円	780,000円

※所得割額は、賦課期日に所得調査により判明した、前々年分の総所得金額等を基に算定する。

別表3 保険料等級

等級	賦課標準所得金額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上～9,000,000円未満	8,500,000円
10	9,000,000円以上～10,000,000円未満	9,500,000円
11	10,000,000円以上	10,000,000円

※賦課標準所得金額は、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など)の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2)介護納付金分保険料(40歳～64歳の第2号被保険者)

年額 60,000円(月額 5,000円)

(3)子ども・子育て支援納付金分保険料(18歳以上の被保険者)

ア 保険料等級 … 別表3「保険料等級表」

イ 保険料賦課額 … 組合員 1～3等級 年額 5,400円(月額 450円)

4～7等級 年額 6,600円(月額 550円)

8～11等級 年額 9,000円(月額 750円)

組合員の世帯に属する被保険者 年額 3,600円(月額 300円)

(4)後期高齢者組合員分保険料(75歳以上の組合員資格継続者)

年額 24,000円(月額 2,000円)

(5)未就学児世帯支援事業

国における未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入事業

国から毎年11月30日時点における未就学児の人数に応じて、1人当たり12,000円を保険料の一部として補助するので子育て世帯に還付する。

(6)産前産後期間相当分の保険料免除

組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を免除する。

3. 保険給付

(1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得者
	8割給付 上記以外の者



使ってみよう！
マイナ保険証

(2) 療養費

- ・やむを得ない理由で資格確認書等を使わず治療を受けたとき
- ・ギプス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたとき

(3) 高額療養費

1か月(1日から末日まで)に医療機関の窓口で支払った医療費が個人や世帯の単位で自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担は対象外。

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより(前年8月から7月まで)自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 500,000円

(6) 葬祭費 第1種組合員 … 70,000円 第2種・第3種組合員 … 50,000円 家族 … 30,000円

4. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導 注意: ((2)健康診断補助金の支給との重複利用は不可)

40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健診及び保健指導の実施

(2) 健康診断補助金の支給 注意: ((1)特定健康診査との重複利用は不可)

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に健康診断、人間ドック、事業者健診等の費用を助成

(3) 歯科健康診査

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施

(4) 郵送検診

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施

検査項目: 大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん

子宮頸がん(令和8年度より対象年齢を20歳以上に引き下げ)・肺がん



(5) インフルエンザ予防接種費用補助

65歳未満の被保険者を対象に年1回実施

(6) 糖尿病性腎症重症化予防

健康診断の結果により、糖尿病であるか、糖尿病が疑われる40歳以上の方を対象に受診勧奨

(7) 重複・多剤投与者に対する取組 対象者へ文書の送付

(8) 医療費通知

医療機関を受診した被保険者に通知を年1回送付(毎年1月頃)

(9) ジェネリック医薬品差額通知 1薬剤あたり200円以上の差額が出る、35歳以上の対象者に通知(年3回)

(10) 育児誌の配布

『赤ちゃんと!』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布

(11) 健康家庭表彰

1年間無傷病であった世帯に対し記念品の贈呈

(12) 長寿お祝い

喜寿、傘寿、米寿、白寿に対しお祝い金を支給

5. 医療費適正化事業

(1) レセプト点検

国保連合会への委託による二次点検

(2) 第三者行為求償事務

国保連合会への委託による

令和8年度 静岡県薬剤師国保組合 歳入歳出予算

歳入

単位:千円

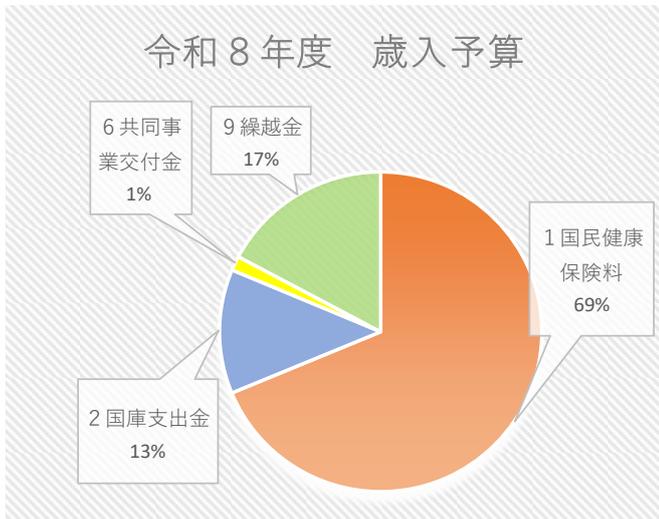
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1 国民健康保険料	367,254	367,180	74
2 国庫支出金	67,140	86,348	△19,208
3 前期高齢者交付金	2	2	0
4 出産育児交付金	450	290	160
5 県支出金	2	2	0
6 共同事業交付金	7,800	7,200	600
7 財産収入	297	150	147
8 繰入金	1	1	0
9 繰越金	92,000	140,000	△48,000
10 諸収入	1,054	827	227
歳入合計	536,000	602,000	△66,000

歳出

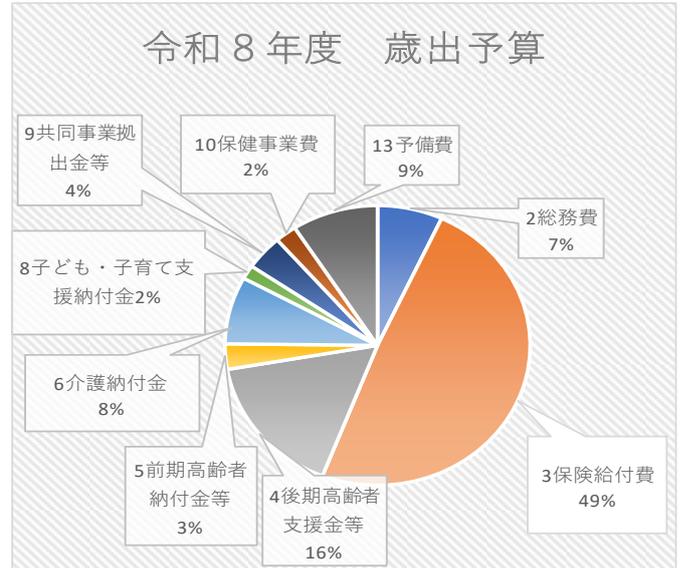
単位:千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1 組合会費	1,430	1,392	38
2 総務費	36,468	35,888	580
3 保険給付費	259,016	291,386	△ 32,370
4 後期高齢者支援金等	86,507	104,948	△ 18,441
5 前期高齢者納付金等	15,505	30,925	△ 15,420
6 介護納付金	41,200	52,160	△ 10,960
7 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8 子ども・子育て支援納付金	8,500	0	8,500
9 共同事業拠出金等	21,209	15,247	5,962
10 保健事業費	12,082	12,361	△ 279
11 積立金	4	4	0
12 諸支出金	5,820	5,820	0
13 予備費	48,257	51,867	△ 3,610
歳出合計	536,000	602,000	△66,000

令和8年度 歳入予算



令和8年度 歳出予算



第34期 役員の任期満了に伴う役員選任が行われ、次のとおり承認されました。

理事長	石川 幸伸 (再任・静岡市)	
副理事長	秋山 欣三 (再任・静岡市)	(コンプライアンス担当理事兼務)
常務理事	望月 政俊 (再任・静岡市)	
理事	鈴木 典之 (再任・沼津市)	理事 渡辺 恭秀 (再任・富士宮市)
理事	太田 勝啓 (再任・浜松市)	理事 三浦 正人 (再任・浜松市)
監事	土佐谷 純子 (再任・三島市)	監事 滝口 智子 (再任・静岡市)

※第35期の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

郵送がん検診

子宮頸がんの罹患率が20～30代に急増しているため、今年度より「子宮頸がん」の対象年齢を20歳以上に引き下げます。がんの治療には早期発見が重要になりますので、ぜひ郵送がん検診を受けましょう。

	検査項目	検査法	検査内容
1	大腸がん	2日分便潜血検査	便中のヘモグロビンとトランスフェリンを測定
2	胃がんリスク	乾燥ろ紙血法	血液からピロリ菌感染の有無とペプシノゲン値を測定
3	ペプシノゲン (胃がん)	乾燥ろ紙血法	血液からペプシノゲン値を測定 (<u>過去にピロリ菌抗体検査を受診された方は、こちらを選択してください。</u>)
4	前立腺がん (40歳以上の男性)	乾燥ろ紙血法	血液中のP S A値(前立腺特異抗原)の測定
5	子宮頸がん (20歳以上の女性)	細胞診検査	横山式器具または50歳以上の方は加藤式器具によって採取した子宮頸部の細胞に、異型細胞やがん細胞があるか判定 (女性ホルモン低下などにより萎縮性変化がある受診者には加藤式器具を使用することにより精度向上の効果があります。)
6	肺がん	3日分 喀痰細胞診検査	痰に、気管支などの肺門部にできたがん細胞の一部が紛れていないか判定

対象者：30歳以上の当国保組合加入者

ただし、令和8年4月1日時点で加入していること。

※子宮頸がんのみ対象年齢は20歳以上

申込み方法

①同封の「郵送検診申込書」に必要事項を記入し、国保組合宛に郵送又は

F A Xで送信 F A X 0 5 4 - 2 5 1 - 6 0 8 4

②下記の二次元コードを読み取り、申込みフォームに入力、送信



お申込みは
こちらから



費用：無料 ※ただし、申込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の検査器具代は自己負担となりますのでご注意ください。



未受診の場合の自己負担料 (消費税別)

大腸がん 770 円／胃がんリスク 870 円／ペプシノゲン 870 円／前立腺がん 870 円

子宮頸がん横山式 1,170 円／子宮頸がん加藤式 1,390 円／肺がん 1,170 円

申込み締切日 4月30日 (木)

5月下旬に、委託業者より自宅へ検査容器等を発送します。

到着後はすみやかに検査を実施し返送してください。

歯科健診を受けましょう

対象者は、無料で歯科健診が受診できます。制度を利用される方は必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の当国保組合加入者
申込み	<u>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	歯科健康診査票、マイナ保険証または資格確認書
費用	5,500円を国保組合が負担します。(窓口でのお支払いはありません) ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

健康診断のご案内

年に1回必ず健康診断を受診するために、早めの予約をお勧めします。予約時期が遅くなればなるほど、健診機関が混み合い、予約が取りづらくなります。郵送検診や歯科健診と併せ、計画的に受診計画をたてましょう。

特定健診 メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診です。対象者には5月下旬に国保組合から「特定健康診査受診券」等を自宅宛に郵送します。

対象者	令和8年4月1日～9年3月31日に40歳～74歳となる当国保組合加入者 ただし、令和8年4月1日時点で加入していること
申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く）に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券、マイナ保険証または資格確認書
費用	約9,000円相当の費用は、国保組合が負担します。 (注) 受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

人間ドック・健康診断

対象者	30歳以上の当国保組合加入者
申込み	<u>事前に国保組合に連絡してから</u> 医療機関に直接予約申込をしてください。
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ補助金の申請をしてください。 【支給金額】 30歳から39歳 : 1万円 (限度額) 40歳以上 : 2万円 (限度額) ※限度額以下の場合は窓口で支払った額

下記4点を当国保組合へ提出

- ①健康診断補助金支給申請書
- ②領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- ③特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し
- ④質問票

令和8年度 補助金申請の受付締切日
令和9年5月14日（金） 当組合必着

申請期限を設けておりますので
なるべくお早めに受診してください。

マイナ保険証を利用し、情報等の提供に同意すると、特定健診情報や過去の診療情報、薬剤情報等が医師と共有できます。また、マイナポータルでご自身の特定健診情報やお薬の履歴、受けた治療や医療費を確認できます。

令和7年度資格確認調査へのご協力ありがとうございました

資格調査は、被保険者資格の適正な管理と、国からの補助金にかかる事務処理を適正に行うため、3年おきに実施するよう指導されているものです。令和7年9月に実施しました『被保険者資格の確認調査』におきましては、大変お忙しい中、みなさまのご理解と協力をいただき厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

令和8年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和8年4月からの国民健康保険料(令和6年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と個人用の「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月10日(金)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。〈窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。〉
「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

加入・脱退・変更等の届出を忘れずに！ 14日以内にしましょう！

薬局等を退職・脱退された場合は、資格喪失届を国保組合へ提出してください。

※退職日の翌日が資格喪失日となり、資格喪失日より保険は利用できません。「資格確認書」を交付されている場合は、速やかに回収し、届出様式と一緒にご返却をお願いします。

世帯に異動・変更があった場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- * 大学等を卒業して就職をしたとき
- * 大学等に入学し、組合員と住所が別になるとき
- * 住所・氏名・世帯の変更があったとき

事業所で下記の変更がある場合は、各種変更届を国保組合へ提出してください。

- ・ 薬局の所在地又は名称
- ・ 事業主組合員の変更
- ・ 勤務形態の変更
- ・ 事業所を個人から法人に変更
- ・ 事業所の代表者変更
- ・ 法人組織を解散する

*** マイナ保険証をご利用ください ***

マイナ保険証の利用登録をしていない方には、組合から「資格確認書」を発行しております。現在発行しているものは令和8年7月31日を有効期限としているため、7月下旬頃を目安に、組合から事業所あてに新しい「資格確認書」を送付いたします。医療機関を受診する際は、お手持ちのマイナ保険証または資格確認書を提示してください。

* マイナ保険証の利用登録をしている方

引き続き、マイナ保険証をご利用ください。7月下旬に発送されるものではありません。

* マイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードを所持していない方

7月下旬に「資格確認書」を送付いたします。

令和7年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、喜寿(77歳)3名、傘寿(80歳)3名にお祝い金をお渡ししました。

これからもお体を大切に、未永く健康でお過ごしください。



令和8年4月から 子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収が始まります。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みが創設され、医療保険者が被保険者から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者への賦課・徴収を行うことから組合格約の一部改正を行うものです。

子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療分や後期高齢者支援金分などに流用することはありません。当組合はあくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、「18歳未満のこどもを除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしています。

※18歳未満とは「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）」になります。

何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

改正点【子ども・子育て支援納付金分】を新設

◎18歳以上の被保険者1人につき各算定方法により賦課

1. 組合員は、現行の保険料等級区分1～11を三段階にし、応能負担
2. 家族は、一律300円とし、世帯の負担を軽減

現行保険料年額（7年3月まで）

医療給付費分

- ・所得割（6%）
- ・均等割（15,000円）
- ・世帯割（20,000円）

後期高齢者支援金分

- ・所得割（1.5%）
- ・均等割（6,000円）
- ・世帯割（4,000円）

介護納付金分

- ・定額 60,000円
40歳から64歳

後期組合員分

- ・定額 24,000円
75歳以上組合員
（継続届出者）

8年度保険料年額（4月から）

医療給付費分

- ・所得割（6%）
- ・均等割（15,000円）
- ・世帯割（20,000円）

後期高齢者支援金分

- ・所得割（1.5%）
- ・均等割（6,000円）
- ・世帯割（4,000円）

介護納付金分

- ・定額 60,000円
40歳から64歳

子ども・子育て支援納付金分

- ・組合員
 - ・1～3等級 5,400円
 - ・4～7等級 6,600円
 - ・8～11等級 9,000円
- ・家族 1人につき3,600円

後期組合員分

- ・定額 24,000円
75歳以上の組合員
（継続届出者）

・医療給付費・後期高齢者支援金分・介護納付金分・後期高齢者組合員分の保険料については現行のまま変更はありません。

子ども・子育て支援金制度についてのお問合せ窓口
こども家庭庁コールセンター 0120-303-272（平日9時～18時）